

横浜市内在大学間単位互換協定 後期 互換科目履修に関する要綱

対象：令和元年度1・2・3年生（4年生は出願不可）

1. 趣 旨

「横浜市内在大学間単位互換協定」は、学術・教育の交流を図ることを目的として横浜市内在の大学で組織されている「横浜市内在大学間学術・教育交流協議会」において、横浜市内在の大学が相互に協定を締結しています。これらの大学に在籍する学生が、他の大学の授業科目を履修し、各大学修得した単位を、その学生が所属する大学の単位として認定するものです。現在、本学を含め、下記の12大学間で単位互換を実施しています。

2. 参加大学一覧

神奈川大学、関東学院大学、國學院大學、鶴見大学、桐蔭横浜大学、東京都市大学、東洋英和女学院大学、フェリス女学院大学、明治学院大学、横浜国立大学、横浜商科大学、横浜市立大学

3. ホームページ

2019年度 横浜市内在大学間単位互換履修 募集要項
<http://www.yc.tcu.ac.jp/ygakukyo/consortium.html>

4. スケジュール

- ・募集要項の閲覧 ⇒ 6月中旬より上記ホームページで募集要項を公開。また、6月中旬より教務課またはたまプラーザ事務課でも閲覧可。
 - ・出願・登録期間 ⇒ 6月24日(月)～28日(金)20:30まで
所定の登録・出願書類(本学ホームページよりダウンロード)に必要事項を記入し、写真(4cm×3cm。応募1大学につき2枚準備。裏面に学籍番号・氏名を記入すること)とともに、教務課またはたまプラーザ事務課へ提出。
 - ・受入決定 ⇒ 9月下旬までに受入大学より受入許可、または不許可の通知が本学に届く予定です。出願者本人に対して本学から結果(受入れ有無)を連絡します。
 - ・受講 ⇒ 履修生証(学生証)は10月上旬に本学を通じて交付されます(受入大学で交付されることもあります)。履修登録後から履修生証受理までは仮受講となります。
- ※ 授業料は無料です。ただし、実験・実習等でかかる教材費等については**実費を徴収する場合があります。**

《本学での単位互換協定による修得単位の取扱い》 ※入学年度により扱いが異なります。

平成28年度までの入学生、及び平成30年度までに入学した編入学生：年次別履修単位制限(CAP制)の範囲外とし、

- ①同一年度8単位まで履修登録できます。
- ②修得した単位は、教養総合科目として認定されます。
- ③12単位(24単位になる場合あり。※2)を限度として、卒業に要する単位に算入できます(※1)。

平成29年度以降の入学生、及び令和元年度に入学した編入学生：年次別履修単位制限(CAP制)の範囲内とし、

- ①同一年度8単位まで履修登録できます。
- ②修得した単位は、共通教育科目として認定されます。
- ③12単位(24単位になる場合あり。※2)を限度として、卒業に要する単位に算入できます(※1)。

※1「横浜市内在大学間単位互換協定」と「渋谷4大学連携単位互換制度」での履修単位を合算します。

※2「横浜市内在大学間単位互換協定」の場合、専門教育科目に置き換えることができる科目を、その科目として認定することもあります。専門教育科目に置き換えた科目は12単位を限度として、卒業に要する単位に算入することができます。この場合、単位互換協定による卒業算入限度単位は教養総合科目(共通教育科目)とあわせて24単位になります。

《注意事項》

- ①本学の科目と単位互換科目との曜日・時限の重複が発生(あるいは通学時間に無理があると判明)した場合は、**本学の科目を優先して登録し**、横浜市内在単位互換科目の履修を辞退しなければなりません。必ず教務課またはたまプラーザ事務課に申し出て、辞退届(本学窓口で配布)を提出してください。
- ②受講科目の定期試験の日程が本学の定期試験と重複した場合は、**受入れ大学の試験が優先され、本学の科目は追試験を受験することになります**ので、追試験申し込み期間までに教務課またはたまプラーザ事務課に申し出て下さい。

その他、単位互換に関するお知らせは本学ホームページ(在学生・保護者の方へ → 授業・履修 → 単位互換制度)を通じて周知いたしますので、受講者(受講希望者)は自分自身で確認してください。

単位互換担当：渋谷キャンパス 教学事務部教務課 <03-5466-0135>